様式第5号

給水協定書

川棚町長　　　　　　　　　(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、乙が施行する　　　　　　　　　にかかる給水について、次のとおり協定する。

(給水計画)

第1条　甲は、乙が施工する次の事業にかかる給水について同意する。

(1)　事業の名称

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (2)　所在地　川棚町 | 町  郷 | 番地 |

(3)　開発区域面積　　　　　　　　　　㎡

(4)　区画数　　　　　　　　　　　　　　　　区画

(給水施設)

第2条　乙は、当該団地の給水施設及び給水施設工事を実施するにあたっては、川棚町水道事業給水条例並びに川棚町指定給水装置工事事業者規程等、水道に関する法令を遵守するものとする。

(給水方法)

第3条　乙は、甲の所有する水道施設(　　　　　既設配水管φ　　　m/m)よりφm/m給水管を分岐し、開発区域内に給水を受けるものとする。

(実施設計)

第4条　乙は、前条の給水施設の実施設計にあたっては、あらかじめ甲と十分協議し、その指示に従い承認を得なければならない。

(給水施設工事の着手)

第5条　当該事業の給水施設工事は、設計図書及び工事着工届、工程表、使用材料承認願いを提出しなければ着手してはならない。

(手数料等の納入)

第6条　乙は、川棚町水道事業給水条例の規定に基づく手数料等は特別の定めがある他は、給水開始の前までに甲に納入しなければならない。

(工事の監督及び検査)

第7条　甲は、当該事業の給水施設工事について、監督員を定めなければならない。乙は、甲が定めた監督員の指示に従い誠実に施工しなければならない。

2　乙は、工事が竣工した場合には、すみやかに甲に竣工届を提出し、竣工の検査を受けなければならない。甲は、当該団地の給水施設工事の竣工届を受理した日から14日以内に検査を実施するものとする。

(給水施設の移管)

第8条　乙は、当該事業の給水施設のうち、前条第2項の検査に合格した公道内に設置した給水施設及び給水施設流入部φ　　　m/m管布設法面管路敷地(幅員3.0m)を甲に移管するものとする。

(給水開始時期)

第9条　甲は、当該事業の給水について、第7条第2項の竣工検査及び第6条にかかる工事負担金が納入された日から給水を開始する。

(かし担保)

第10条　乙は、甲に給水施設を移管した日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間、工事目的物の瑕疵を担保する責めを負う。

(1)　石造、土造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物、その他土地の工作物又は地盤………2年

(2)　前号に掲げる瑕疵以外…………………1年

(協定書の効力)

第11条　本協定は、締結の日から2カ年以内に給水施設工事に着手しない場合は、無効とする。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

(補則)

第12条　本協定の疑義及び本協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1

川棚町水道事業

川棚町長

乙